

企画提案公募型事業者選定実施要領

【中野駅西側南北通路上広告付き案内板設置・運営事業】

- | | |
|--------------|----------------------|
| ○ 募集告知 | 2026 年 7 月 17 日（金曜日） |
| ○ 質問書受付期限 | 2026 年 7 月 30 日（木曜日） |
| ○ 質問に対する回答 | 2026 年 7 月 31 日（金曜日） |
| ○ 参加申込書等提出期限 | 2026 年 8 月 7 日（金曜日） |
| ○ ヒアリングの実施 | 2026 年 8 月 24 日（月曜日） |
| ○ 選定結果通知予定日 | 2026 年 8 月 25 日（火曜日） |

〒164-8501 東京都中野区中野四丁目 11 番 19 号
中野区役所 9 階
中野区まちづくり推進部中野駅周辺まちづくり課
TEL 03-3228-8980
E-mail nakanoekitiku@city.tokyo-nakano.lg.jp

1 公募の趣旨

中野区（以下「区」という。）では、中野駅周辺における利便性・快適性の向上、賑わいの創出等を図るため、中野駅西側南北通路・橋上駅舎等事業を行っており、中野駅西側南北通路上に案内サインや誘導サインを掲出する広告付き案内板としてデジタルサイネージを整備する予定である。

ついては、案内サインや誘導サインのコンテンツ制作や広告主の募集、デジタルサイネージの維持管理等について民間事業者から一連の提案を受けるために公募を行い、区にとって最も優れていると認められる事業者を選定する。

2 事業名称

中野駅西側南北通路上広告付き案内板設置・運営事業

3 事業期間

2026 年 9 月 1 日から 2031 年 11 月 30 日まで

4 事業実施施設

中野駅西側南北通路上に 1 か所（別紙 1「デジタルサイネージ設置箇所図」参照）

5 事業内容

(1) 次に挙げる一連の業務を行うこと。

- ① ディスプレイの設置、維持管理及び撤去
- ② デジタルサイネージ筐体の維持管理
- ③ 案内サイン及び誘導サインのコンテンツ制作、掲出及び更新
- ④ 行政情報の掲出及び更新
- ⑤ 広告主の募集並びに広告の作成、掲出及び更新

(2) 前記(1)に挙げる業務に係る経費については、事業者の負担とする。

(3) 案内サイン、誘導サイン・行政情報及び広告の掲出は、デジタルサイネージの供用開始日となる 2026 年 12 月 6 日からとする。ただし、事業開始日は 2026 年 9 月 1 日とし、案内サイン及び誘導サインのコンテンツ制作等の期間も含むこととする。

(4) 事業期間の終了時、設置したディスプレイを撤去し、原状回復を行うこと。また、事業期間中に該当ディスプレイの撤去が必要となったとき及び後述する詳細協議後に区と締結する契約が破棄されたときも同様とする。

(5) ディスプレイの設置及び撤去に係る作業について、作業日の 1 週間前までに作業日時・作業責任者・連絡先を事業担当所管まで連絡すること。

6 広告掲出にあたっての留意点

(1) 広告掲出の条件

本事業に関する提案及び実施にあたっては、中野区広告掲載等取扱要綱や中野区広告掲載等取扱基準、その他の広告関連規定を遵守すること。

(2) 広告内容の審査並びに修正及び削除

- ① 広告の掲出にあたっては、自社内部及び外部審査団体（学識経験者（例：大学教授）により審査を行うものに限る。）による審査体制を構築のうえ内容を審査し、事前に区の広告審査を受けること。
 - ② 広告内容が中野区広告掲載等取扱要綱並びに関連法令に違反しているとき、または区が所有するデジタルサイネージに掲出する広告としてふさわしくないと区が判断したときは、いつでも、事業者に対して広告内容の修正を求めることができ、事業者は遅滞なくこれに従うものとする。
 - ③ 事業者は、自己または広告主の都合により広告の内容を変更するときは、事前に区と協議をし、その審査及び承認を得るものとする。
 - ④ 広告内容の変更及び修正に要する費用は事業者の負担とし、区は広告主または事業者に対し賠償の責任を負わないこととする
 - ⑤ 広告内容の審査並びに調整及び修正に時間を要し、広告掲出が遅滞する場合や広告掲出が不可となる場合にあっても、後述する使用料は減額しないものとする。
- (3) 道路占用等の手続き
- ① 本事業の実施にあたっては、区とデジタルサイネージの使用に係る契約を締結する必要があるほか、広告掲出を行うディスプレイについて道路占用許可申請を行い、道路占用料（デジタルサイネージ筐体1基あたり年額26,300円）を支払うこと。
なお、道路占用料は、年度により改定される可能性があることに留意すること。
 - ② 広告の掲出時または撤去時に現地で作業を行う際には、道路使用許可を受ける必要が生じる場合があることに留意すること。
 - ③ デジタルサイネージは屋外広告物に該当するため、屋外広告物許可申請書の提出を行い、屋外広告物許可申請手数料（デジタルサイネージ筐体1基あたり3,220円）を支払うこと。
- (4) 事業者の責務
- ① 事業者は、広告の内容その他広告に関する事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正の行為をしないこと。
 - ② 事業者は、広告の掲出により区または第三者に損害を与えた場合は、自らの責任及び負担において解決すること。
- (5) その他
- ① 事業期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があった場合においても、後述する使用料を減額しないものとする。
 - ② 広告の掲出及び撤去に係る作業について、作業日の1週間前までに作業日時・作業責任者・連絡先を事業担当所管まで連絡すること。
 - ③ 事業期間中は、デジタルサイネージ筐体やディスプレイに破損や汚れがないように、定期的に点検管理を行うこと。
 - ④ 道路管理者による定期点検等維持管理の際に、デジタルサイネージ筐体やディスプレイの触診等をする場合があることに留意すること。
 - ⑤ 区が行う公共工事等のやむを得ない理由により一時的に掲出済の広告が隠れる場合や撤去を依頼する場合があることに留意すること。

7 最低納入金額及び納入方法

- (1) 本事業における使用料は、筐体使用料及び広告料から構成されるものとする。
- (2) 上記使用料の最低納入金額は、年 198,000 円とする。
- (3) 区が発行する納入通知書により、納期限までに納入する。
- (4) 年度途中開始のため、初年度分納付額は、年間使用料を 12 で除して得た月額使用料に、当該年度における使用期間に相当する月数を乗じて得た金額（※次に挙げる積算例を参照）とする。

【積算例】使用開始日を 12 月 1 日、年額使用料を 1,000,000 円とした場合

- ・ $1,000,000 \text{ 円} \div 12 \text{ か月} = 83,333 \text{ 円}$ （月額使用料：円未満切捨て）
- ・ $83,333 \text{ 円} \times 4 \text{ か月} = 333,332 \text{ 円}$ （初年度（令和 8 年度）分納付額）

- (5) 前記(4)において、使用期間に 1 月未満の期間があるときは、1 年を 365 日とする日割りにより貸付料を計算し、1 円未満の端数は切捨てる。

【積算例】使用開始日を 12 月 20 日、年額使用料を 1,000,000 円とした場合

- ・ $1,000,000 \text{ 円} \div 12 \text{ か月} = 83,333 \text{ 円}$ （月額使用料：円未満切捨て）
- ・ $1,000,000 \text{ 円} \div 365 \text{ 日} = 2,739 \text{ 円}$ （日額使用料：円未満切捨て）
- ・ $83,333 \text{ 円} \times 3 \text{ か月} + 2,739 \text{ 円} \times 10 \text{ 日} = 277,389 \text{ 円}$ （初年度（令和 8 年度）分納付額）

8 事業スケジュール

質問書受付期限	2026 年 7 月 30 日
質問に対する回答	2026 年 7 月 31 日
参加申込書等提出期限	2026 年 8 月 7 日
ヒアリングの実施	2026 年 8 月 24 日
選定結果通知予定	2026 年 8 月 25 日
区との協議	2026 年 8 月 26 日以降
契約締結	2026 年 9 月 1 日

9 ディスプレイの仕様及びコンテンツ制作の条件

別紙 2「仕様・条件一覧書」のとおり

10 応募資格

次の条件をいずれも満たしていること。

- (1) 本事業に関する一連の業務の遂行が可能であること。
- (2) 過去 5 年間に国または地方公共団体において前記「5 事業内容」の(1)に挙げる業務の実績があること。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定(契約締結能力を有しない者等)に該当しないこと。
- (4) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける中野区競争入札参加資格を有する者であること。
- (5) 中野区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱及び国及び他の地方自治体の競争入札参加資格の指名停止措置を受けていないこと。

なお、契約締結日までの間に指名停止措置を受けた場合についても失格とする。

- (6) 中野区契約における暴力団等排除要綱（2012 年中野区要綱第 148 号）に定める入札参加除外の

措置の要件に該当していないこと。

(7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていないこと。

(8) 法人事業税、法人市町村民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

11 参加申込方法

参加を希望する事業者は、以下に定めるところによりすべての提出書類を作成し、申し込むこと。

(1) 提出書類

提出書類	部数	形式
ア 参加申込書《所定様式》		データ (PDF 形式)
イ 事業実績一覧《所定様式》		
ウ 企画提案書《所定様式》		
エ 納入金額見積書《所定様式》		
オ 東京都電子自治体共同運営電子調達サービス受付票 〔印鑑証明書を含む〕		
カ 履歴事項全部証明書 〔コピー不可、発行日から 3 か月以内のもの〕	各 1 部	紙
キ 直近の法人事業納税証明書及び滞納処分を受けたことのない証明〔コピー不可〕		
ク 直近の法人市町村民税納税証明書及び滞納処分を受けたことのない証明〔コピー不可〕		
ケ 直近の納税証明書（その 1 及びその 4）〔コピー不可〕		

※ 所定様式は、中野区ホームページの所定のページよりダウンロードのうえ、作成すること。

(2) 提出方法及び提出先

① 提出方法

前記「11 参加申込方法(1)提出書類」のア～オに挙げる書類については、中野区ホームページの所定のページから電子申請サービス（Logo フォーム）にアクセスし、画面の指示に従いすべての必要項目を正しく入力し、PDF 形式のファイルをアップロードしたうえで、下記の受付期間内に送信すること（窓口持参、郵送、FAX 及び電子メールによる提出は不可とする）。

また、前記「11 参加申込方法(1)提出書類」のカ～ケに挙げる書類については、開庁時間内（土曜日・日曜日・休日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）に窓口まで持参すること（郵送、FAX 及び電子メールによる提出は不可とする）。

② 提出先

中野区まちづくり推進部中野駅周辺まちづくり課（中野区役所 9 階）

(3) 提出期限

2026 年 8 月 7 日（金）午後 5 時

(4) 注意事項

- ① 指定がある場合を除き、様式への資料の添付は認めない。
- ② 受付期間内に電子申請サービスにて正常に受信したものを有効とする。
- ③ システム障害その他予期せぬ機器停止及び通信障害等が発生した場合のトラブルについては、区は一切の責任を負わない。
- ④ 前記「11 参加申込方法(1)提出書類」のカ〜ケに挙げる書類の提出にあたっては、必ず事前に事業担当所管と提出日時について調整を行うこと。

(5) 企画提案書の作成における注意事項

- ① 「企画提案書」は本件に係る審査結果を公表後、結果の如何に関わらず、事業担当所管の窓口において閲覧の用に供することとなる。したがって、閲覧されることを前提に、法人等の不利益となる、またはその虞のあるものについては記載しないこと。
- ② 「企画提案書(本文)」には、応募者名、人名及び応募者名を類推できるような記載をしないこと。(例えば、会社のロゴマーク、施設、職員服などの写真の掲載や応募者が受託している業務実績等の記述なども含む)。
なお、そのような記載があった場合には受理しないものとする。
- ③ A4 判縦左綴じ、文字の大きさ 10.5～12 ポイント、本文 10 ページ以内とし、ページ番号を付すること。
- ④ ファイル形式は PDF とし、保護をかけないこと。
- ⑤ 企画提案書以外のパンフレットや資料等の添付は、原則不可とする。

(6) 提出書類及び応募資格要件の確認

電子申請サービス (Logo フォーム) により参加申込に係る有効な申請を行った者について、提出書類及び前記「10 応募資格」に定める各要件を確認し、要件を満たす者の提案を有効提案として選定を行う。

なお、審査にあたって提出書類の内容について確認を求める場合があるので、区からの連絡に迅速に対応可能な体制を確保しておくこと。

12 質問及び回答

(1) 質問方法 (質問がある場合のみ)

所定の質問書様式に質問の要旨を簡潔に記入し、電子メールにより提出する。メールの件名は、「中野駅西側南北通路上広告付き案内板設置・運営事業質問書 (事業者名)」とし、送信後に電子メールの到着を確認すること。原則として、それ以外の手段による質問は受け付けないものとする。

(2) 質問期間

2026 年 7 月 17 日 (金) から 2026 年 7 月 30 日 (木) まで

(3) 回答方法

質問の要旨と回答は、取りまとめた上で、2026 年 7 月 31 日 (金) までに、全事業者あてに、電子メールにて回答する。

13 ヒアリングの実施

参加申込者の企画提案の内容、履行能力及び意欲等を評価するため、下記日程によりヒアリングを

実施する。詳細は、別途通知する。なお、ヒアリングに参加できない場合は失格とする。

(1) 実施予定日

2026 年 8 月 24 日（月）

(2) 場所

中野区役所 6 階 606 会議室

14 選定方法等

(1) 選定方法

企画提案書等の提出書類に基づき下記審査基準により審査し、業務履行能力、企画提案の妥当性、事業者の取組意欲・信頼性及び見積額の各評価点を算出し、その合計点の高い者から順に契約交渉順位を定める。

(2) 審査基準

別紙「評価基準表」のとおり

(3) 審査結果の通知

審査結果については、全参加申込者に対して、2026 年 8 月 25 日付けで書面にて通知する予定である。

(4) 契約締結候補者の決定

交渉順位第 1 位の事業者を、区との契約締結候補者とする。なお、当該事業者の辞退等の理由により契約が締結できない場合は、次順位の交渉順位者を契約締結候補者とする。

15 審査結果の公表

審査結果については、全参加申込者の応募者名、契約交渉順位、評価点及び見積金額について中野区ホームページ上にて公表する。

16 詳細協議

区は、交渉順位第 1 位の事業者と、契約に向けた諸条件について、詳細協議を進めるものとする。この際の協議は、当該事業者が行った提案の範囲内で行うものとし、費用は当該事業者の負担とする。

なお、交渉順位第 1 位の事業者との協議が整わない場合は、次順位の交渉順位者と同様の詳細協議を行う。

17 その他

(1) 本事業者選定の参加に要する経費は、参加申込者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱いは、以下のとおりとする。

① 提出期限後の提出書類の差替え又は再提出は原則認めない。

② 提出書類の返還は行わない。

③ 区は、提出書類をこの事業者選定以外の目的で使用せず、また、当該参加者に無断で公表しない。ただし、提出された書類について、情報公開請求があった場合は、中野区区政情報の公開に関する条例に基づき公開する。著作物については、公開に同意したものとみなす。

なお、企画提案書の取扱いについては、前記「11 参加申込方法(5)企画提案書の作成における注意事項」のとおり審査結果公表後に閲覧の用に供することとなるので、そのことを踏まえた上で応募すること。

- ④ 本事業者選定に必要な範囲で提出書類を複写することがある。
- (3) この事業者選定において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得ようとした者は失格とする。
- (4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、参加事業者が負うものとする。
- (5) 提出書類に重大な不備または虚偽の記載があった場合は、申込みそのものを無効とする。

● 問い合わせ先

担当	中野区まちづくり推進部中野駅周辺まちづくり課（中野区役所 9 階）
住所	〒164-8501 中野区中野四丁目 11 番 19 号
電話	03-3228-8980（直通）
電子メールアドレス	nakanoekitiku@city.tokyo-nakano.lg.jp